

個人情報保護法の いわゆる3年ごと見直しについて

令和7年9月9日

いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

いわゆる3年ごと見直し規定（令和2年改正法）

○個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

※令和4年4月1日全面施行

附 則

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

これまでの検討経緯①

令和5年

- 11月15日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表
- 11月下旬～ 関係団体等ヒアリングを順次実施

令和6年

- 2月21日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表
- 4月上旬～ 有識者ヒアリングを順次実施（医療等関係は4月3日実施）
- 6月27日 「中間整理」公表（～7月29日まで意見募集実施）
- 9月4日 「中間整理」に関する意見募集の結果 公表
- 10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」公表
- 12月17日 事務局ヒアリング（有識者、経済団体・消費者団体等）の状況報告
- 12月25日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書」公表

令和7年

- 1月22日 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」
「個人情報保護法の制度的課題の再整理」公表
- 2月5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」公表
- 2月19日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」公表
- 3月5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」公表
- 6月13日 「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「規制改革実施計画」等閣議決定

これまでの検討経緯②（関係団体ヒアリング等の実施状況）

- 関係団体ヒアリング等を通じて、医療分野の関係団体や有識者等を含む様々な関係者からご意見をいただきながら、検討を進めてきている。

個人情報保護委員会及び同事務局による関係団体ヒアリング等の概要

- 令和5年11月下旬～：関係団体等ヒアリング
 - ・19の関係団体等にご協力いただいてヒアリングを順次実施。
- 令和6年4月上旬～：有識者ヒアリング
 - ・14名の有識者にご協力いただいてヒアリングを順次実施。
 - ・医療分野についても、森田朗名誉教授（東京大）、横野恵准教授（早稲田大）等からご意見をいただいた。
- 令和6年6月27日～7月29日：「中間整理」に関する意見募集
 - ・1,731の団体、事業者又は個人から、延べ2,448件のご意見が寄せられた。
- 令和6年10月下旬～：個人情報保護制度の基本的在り方に関する事務局ヒアリング
 - ・11名の有識者、17の経済団体・消費者団体等にご協力いただいてヒアリングを実施。
- 令和7年3月上旬～4月中旬：「今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の整理・公表
 - ・8名の有識者、22の経済団体・消費者団体等からご意見が寄せられた。
 - ・医療分野についても、一般社団法人健康医療情報が拓く未来会議、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会等からご意見をいただいた。

※上記のほか、デジタル行財政改革会議や規制改革推進会議等の場でもご議論いただいている。

規制改革実施計画（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

II 実施事項

3. 投資大国

（1）健康・医療・介護

No.2 医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

a (略)

b 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、医療等データを含めた個人情報の適正な取扱いを通じ個人の権利利益の保護を図ってきたが、情報通信技術の進展、国際動向、利活用の実態等を踏まえて、同法を不断に見直す必要があることを踏まえ、**以下の事項を検討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出する。**

・ 同法における、**①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意の在り方、②公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方、③病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方を含む、本人からの同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方。**

・ 同法の確実な遵守を担保するため、必要とされる事後的な規律を一体的に整備し、全体としてバランスの取れた法制度とすること。

c・d (略)

個人情報保護法の制度的課題の再整理

個人情報保護法の目的（第1条）

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

- 同意規制の在り方
 - 統計作成等^(※)、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
 - ※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む
 - 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
 - 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方
 - 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

● 漏えい等発生時の対応（本人通知等）の在り方

● 子供の個人情報等の取扱い^(※)

※心身の発達過程にあり本人による実効性ある関与が必ずしも期待できない

本人の関与

事業者のガバナンス

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方
- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
- 身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）^(※)に関する規律の在り方
 - ※本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる
- オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

官民を通じたデータ利活用

個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

- 勧告・命令等の実効性確保
- 刑事罰の在り方
- 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否
- 団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の要否
- 漏えい等報告等の在り方

制度的課題に対する考え方（個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方①）

（1）統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- **統計情報等の作成（注1）のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等（注2）（注3）を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供（注4）（注5）及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか（注6）。**

注1:統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注2:本人同意なき個人データ等の第三者提供については、当該個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先における一定の事項(提供元・提供先の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等)の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定している。

注3:本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得については、当該要配慮個人情報が統計情報等の作成又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供にのみ利用されることを担保する観点等から、公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項(取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である旨等)の公表、取得者における目的外利用及び第三者提供(本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である場合における当該第三者提供を除く。)の禁止を義務付けることを想定している。

注4:法第17条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。

注5:当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とすることを想定している。

注6:具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)等で定めることを想定している。

- **行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうか。**

制度的課題に対する考え方（個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方②）

（2）取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- **個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合**を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合（注7）について、**本人の同意を不要**としてはどうか。

注7:例えば、本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合や、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

（3）生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- **人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定**について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「**本人の同意を得ることが困難であるとき**」のみならず、「**その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき**」（注8）についても、上記例外規定に**依拠**できることとしてはどうか。

注8:例えば、（公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、）本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。具体的な事例については、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定している。

（4）病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「**学術研究機関等**」に、**医療の提供を目的とする機関又は団体**（注9）が**含まれることを明示**することとしてはどうか。

注9:例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることが想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定している。

データ利活用制度の在り方に関する基本方針（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

（4）信頼性の高いデジタル空間の構築

④データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保

- データ利活用は、当該データに含まれる個人情報の適正な取扱いを確保することで、個人の権利利益の保護を図りつつ行う必要がある。個人情報については、我が国では、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、その適正な取扱いを通じ、個人の権利利益の保護を図ってきたが、その在り方については、情報通信技術の急速な進展や国際的動向、高度化・複雑化し国境をまたぐことも多いデータ利活用の実態等に応じ、不断に見直す必要がある。
- 例えば、現行法では、個人情報取扱事業者のガバナンスと本人関与による自主的な規律が重視されているが、技術進展等により生まれる従来の想定にない新たな取扱いは、個人の権利利益に対する侵害となる場合だけでなく、それに必ずしも影響しない場合等があり得る。AIの活用が急速に社会全体に広がる現状を踏まえ、**AI開発を含めた統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場面などのように、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合については、そのリスクに応じ、同意にとらわれない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討を進める。**
- あわせて、データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での**個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。**
- 時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。
- 各府省庁は、その所管分野において、社会的課題の解決や行政事務の効率化等の観点から、個人情報を含めた多様なデータの利活用に関する政策を企画立案・実施する際には、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（2022年5月25日個人情報保護委員会。以下「基本原則」という。）を引き続き踏まえるとともに、個人情報保護委員会においては、新たに作成した基本原則を解説したガイダンスも活用し、各府省庁に適切な助言を行うことにより、各府省庁との連携を強化する。

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋） （令和7年6月13日 閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（2）DXの推進

（デジタル行財政改革）

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ2025」に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき取組を加速し、データとAIの好循環を確立するとともに、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする**個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。**

【参考】ゲノムデータが個人識別符号として位置付けられた経緯

- 平成27年改正個人情報保護法において「個人識別符号」が新たに規定されたことに伴い、平成27年11月に「ゲノム医療実現推進協議会」の下に設置された「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」（事務局：厚生労働省）において、ゲノムデータを個人識別符号として位置付けるべきか否かという点等について議論が行われた。
- 同タスクフォースは、ゲノムデータの本人到達性は低いと考えられるとの意見があることを指摘しつつも、個人識別符号の範囲は、下記①～③を総合判断して定めることとされたことを確認。
 - ① 個人と情報との結び付きの程度（一意性等）
 - ② 可変性の程度（情報が存在する期間や変更の容易さ等）
 - ③ 本人到達性
- 上記等も踏まえ、同タスクフォース「意見とりまとめ」では、「社会通念上、「ゲノムデータ」は「個人識別符号」として位置づけられるものである」とされている。

ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース

「ゲノム医療等の実現・発展のための具体的方策について（意見とりまとめ）」（平成28年10月19日）（抜粋）

Ⅱ. 1. 改正個人情報保護法における「ゲノムデータ」等の取扱い

- 個人情報保護法は、あらゆる分野を対象とした一般法であることから、主として研究分野及び医療分野等における活用が見込まれている「ゲノムデータ」が「個人識別符号」に該当するかについても、その定義に照らし画一的に規定されるべきものであり、上記、内閣官房IT総合戦略室の考え方を踏まえ、**社会通念上、「ゲノムデータ」は「個人識別符号」に位置づけられるものである。**
- 個々の「ゲノムデータ」が持つ個人識別性においては、その内容により多様である上に、科学技術の進展等により変化しうると考えられることから、「個人識別符号」に該当する「ゲノムデータ」の具体的な範囲については、個人情報保護委員会が、海外の動向や科学的観点から、政令で定められた事項についての解釈を示していくことが求められる。

また、本 T F では次のような意見があったことも付記する。

- ・ 現在の遺伝子解析機器の能力では、解析データにエラーも多く、解析できない（読み取ってから正しく配列できない）ゲノムデータも存在すること。
- ・ また、ゲノムデータの中にも、本人到達性のあるものとなないものがあり、分けて整理する必要がある。
- ・ **現在の技術レベルではゲノムデータの本人到達性は低いと考えられること。**

【参考】個人情報保護法における「個人識別符号」の定義（法第2条第2項関係）

○「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。

- ① 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ② 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

○「個人識別符号」に該当するものは、その情報単体でも個人情報に該当する。

（参考）個人識別符号に関する政令・規則の内容

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

→ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号 ⇒ 公的な番号

→ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険者・被保険者番号等

（例）



など